令和６年（行ウ）第５号　国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行った埋立地用途変更・設計概要変更承認処分の取消請求事件

原告　東恩納琢磨　ほか２９名

被告　国（処分行政庁　国土交通大臣）

要旨陳述

（原告ら第３準備書面について）

２０２５年３月５日

那覇地方裁判所民事第１部合議Ａ係　御中

　　　　　　　　　　　　原告ら訴訟代理人弁護士　中村　昌樹

原告ら訴訟代理人中村より、原告ら第３準備書面の要旨を陳述します。

１　本書面では、原告らに原告適格が認められるべきであることについて、陳述書及び学者の意見書に基づき主張するものであります。

２　原告らはこの度、２００４年行訴法改正に携わり、本件訴訟や類似訴訟においても数回意見書を作成されている福井秀夫教授に意見書を提出しました。
　本意見書は、主には、設計概要変更申請に対する不承認を取り消す裁決の取消しを求める際の原告適格について述べられているものですが、ここで指摘されている「変更不承認を取り消す裁決の取消し」に関する法的効果と、「本件で訴訟物となっている代執行の取消し」に関する法的効果とは、共に変更が承認されていない状態に戻るという意味で同様であることから、本件訴訟においても本意見書の価値は失われることはありません。

３　本書面では、原告ら第２準備書面で取り上げた原告ら以外の原告らにつき原告適格が認められることを主張し、これに伴い証拠（陳述書と住民票）を提出しました。

４　騒音被害について

原告番号２、３、４の原告については、いずれも予測コンター線から２００m以内に居住する者です。
　先の高裁判決では、これらの原告について原告適格が認められています（結論について、甲２１・１４頁参照）。
　この度提出した意見書でも精緻な分析がなされているとおり、埋立法は騒音被害についても周辺居住者等にとっての個別の不利益であることを想定しているところ、その利益侵害水準については、民事の受忍限度であるＷ値７５を基準とするのではなく、私人の不利益の可能性、すなわち「仮に処分が違法であった場合でも、原告に争う機会を与えないまま、滑走路ができることに伴う騒音被害を受忍させるべき」と言えるか否かを基準とすべきです。
　そして、辺野古大浦湾に２本の滑走路ができることで今以上の騒音被害が発生することは明らかであるところ、原告らは、元々は静謐な環境である辺野古大浦湾周辺に居住しているのですから、「仮に処分が違法であった場合でも、原告に争う機会を与えないまま、滑走路ができることに伴う騒音被害を受忍させるべき」と言えないのは当然であって、上記原告らには原告適格が認められるべきであります。

５　高さ制限について

高さ制限との関係では、原告番号５、同８の原告が対象となります。
　原告番号５に居住する原告の建物が、米国防総省が定める統一施設基準に抵触していることについては、甲２１のとおりです。
　原告番号８に居住する原告の建物も、米国防総省が定める統一施設基準に残り０．９７mです。

そして、衝突の危険を防止するためには土地利用の制限（建物の高さを制限したり、既に危険な高さを有する建物については低くしたり取り壊しをしたりする措置）が必要となるし、土地利用の制限を回避しようとするならば衝突の危険が生じるという点は、特に注意が必要です。
　そして現状では、本件埋立地に滑走路が新設されることから、危険回避のため土地利用が制限されている状況ですし（それが法令上の制限ではなく、事実上の制限であったとしても、制限が課されているという意味で、変わりはない）、これから建物を建てるわけではなくても、既存の建物について、原告番号５については既に米統一施設基準に抵触していますし、同８についてはそれに０．９７m足りないのみであって、日本の国内法たる航空法の高さ制限には抵触しているものと考えられます。
　以上のことからすると、少なくとも原告番号５及び同８の原告については、原告適格が認められるべきであります。
　なお、高さ制限との関係については、当方から求釈明を求めておりますので、被告においてはその点についての回答もされたいと思います。

６　海洋環境の悪化について

海洋環境の悪化との関係では、原告番号１、同１４、同２０の原告が対象となります。
　この点、軟弱地盤が見つかった結果、地盤改良工事として行われる杭打ちや、当初計画よりも大量の土砂投入が行われることに伴い、当初契約よりも一層、海洋環境に悪影響が及ぶことは明らかですから、仮に何らかの理由で「本件変更承認申請による埋立ての変更それ自体により影響を受ける利益を勘案すべき」とする被告の主張が通るものとしても、海洋環境の悪化により不利益を受ける上記原告らについては、原告適格が認められることとなります。
　原告番号２０の陳述書によれば、埋立行為によって海洋環境が悪化していることが具体的に指摘され、これに伴ってダイビングショップとしての売上げも減少していることも述べられているのであって、海洋環境の悪化による不利益が、既に具体的な形として現れていることが見て取ることができます。
　このように、上記原告らは、海洋環境悪化による不利益を受けているので、原告適格が認められるべきであります。

以　上